

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年11月5日（令和2年（行情）諮問第585号）

答申日：令和3年12月23日（令和3年度（行情）答申第432号）

事件名：行政文書ファイル「平成25年度 宿舍申請書」につづられている文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる66文書（以下、順に「文書1」ないし「文書66」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月19日付け防官文第16507号及び令和2年3月27日付け同第4935号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）の取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示決定の取消し（電磁的記録も存在するものと思われる）。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（別件の事件における準備書面（1）（平成24年11月22日）8頁。）である。

本件開示決定（原処分1）で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその決定の事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年10月19日付け防官文第16507号により、文書1について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和2年3月27日付け防官文第4935号により、文書2ないし文書66について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分1及び原処分2）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求のうち原処分1に係る審査請求については、審査請求が提起されてから審査会への諮問を行うまでに約2年を要しているが、

その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

## 3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舍企画室（以下「宿舍企画室」という。）が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

## 4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。）である。」、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」などとして、本件対象文書の電磁的記録の特定・明示を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (3) 審査請求人は、「「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。
- (4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがない

か確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。

- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 令和3年11月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月17日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する各決定（原処分1及び原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分（原処分1及び原処分2）を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成25年度 宿舍申請書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2013年度、大分類：宿舍、中分類：宿舍管理、名称（小分類）：平成25年度 宿舍申請書）である。原処分1及び原処分2を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ 当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書66（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

## (2) 検討

ア 上記(1)アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov(電子政府の総合窓口)の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1)アの説明に符合することが認められ、上記(1)ア及びイの諮問庁の説明には特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記第3の4(4)及び上記(1)ウの探索の範囲等について特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり(別表のとおり)説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書28の8枚目の全部が、マスキング処理されて不開示部分として取り扱われていることが認められる。しかしながら、原処分2に係る開示決定通知書の別紙第2の「不開示とした部分」欄を見ると、当該部分が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分2においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(1)及び(4)に掲げる部分を除く部分には、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、印影、性別、所属部署、職務の級及び号俸等、当該宿舍の名称、戸番、構造・規格及び自動車の指定保管場所等の外、当該職員の家族構成等に関する情報及び各種証明書等の写し、当該職員が支払う月額使用料等及び退去時等の損害賠償金額、当該宿舍の損害賠償金に係る軽減措置の期間及び理由、当該宿舍の貸与を受ける理由又は退去等の理由等並びに宿舍管理人の氏名等及び印影が文

書ごとに一体として記載されていると認められる。

ア これを検討するに、当該不開示部分は、当該宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員及び宿舍管理人等氏名が記載されている者ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められ、また、当該宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員に係る当該部分には、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、宿舍管理人に係る当該情報について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、公務員宿舍の管理業務は、宿舍に居住する住人に個別に委託しているものであり、公務員の職務遂行情報ではないとのことであり、これを覆すに足りる事情も認められず、当該部分は、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、印影、性別、所属部署、職務の級及び号俸等、当該職員が貸与を受け又は退去等をする宿舍の名称及び戸番、自動車の指定保管場所等、当該職員の家族構成等に関する情報及び各種証明書等の写し並びに宿舍管理人の氏名及び印影については、公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員、宿舍管理人等氏名が記載されている者ごとの個人識別情報であり、部分開示の余地はない。

また、その余の部分についても、不開示とされた部分が開示された場合、当該職員の個人を特定する手掛かりとなり、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3(1)及び(4)に掲げる部分については、法5条1号に定める特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められないので、同号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の起案者、決裁者及び担当者の氏名及び官職等並びに担当者の印影が記載されていると認められる。

ア 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件については、

特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返される可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返される可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足る事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表の番号3に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(2)及び(3)に掲げる部分を除く部分には、防衛省及び関係省庁の職員の内線番号、直通電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情も認められないことから、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3(2)及び(3)に掲げる部分については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は一般に公開されている情報であるとのことであるから、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

- (4) 別表の番号4に掲げる不開示部分には、無料宿舎(国家公務員宿舎法施行令9条2号該当)の貸与を受ける職員の氏名、職名、号俸及び階級等、当該職員が居住する宿舎の名称、戸番、構造・規格及び専用面積等、入居日及び退去日、同居家族等の家族構成に関する情報、自宅保有又は取得予定の有無並びに貸与の指定理由等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、防衛省の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる不開示部分には、防衛省の起案者及び決裁者の氏名が記載されていると認められる。

標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね上記(2)アと同様に補足して説明する。そうすると、上記(2)イと同様の理由により当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙

### 1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2013年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	平成25年度 宿舎申請書

### 2 (本件対象文書)

- 文書1 公務員宿舎損害賠償金軽減措置について(通知)(防医総厚第2051号。25.10.22)
- 文書2 公務員宿舎損害賠償金軽減措置について(通知)(防医総厚第2052号。25.10.22)
- 文書3 宿舎明渡猶予申請書(25.11.14付)
- 文書4 宿舎明渡猶予申請書(25.12.15付)
- 文書5 宿舎損害賠償金軽減申請書(25.8.12付)
- 文書6 納入告知書の発行について(依頼)(防人厚第4857号,第4858号。25.4.3)
- 文書7 国庫歳入金払戻請求について(防人厚第7447号,第7448号。25.5.28)
- 文書8 納入告知書の発行について(依頼)(防人厚第7694号。25.5.31)
- 文書9 納入告知書の発行停止について(依頼)(防人厚第7708号。25.5.31)
- 文書10 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第8207号。25.6.12)
- 文書11 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第9330号。25.7.2)
- 文書12 国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の指定状況について(報告)(防人厚第12038号。25.9.3)
- 文書13 合同宿舎模様替等工事(玄関扉シリンダー錠取換え)要求について(防人厚第13416号。25.10.4)
- 文書14 納入告知書の発行停止について(依頼)(防人厚第13709号。25.10.11)
- 文書15 納入告知書の発行について(依頼)(防人厚第14332号。25.10.29)
- 文書16 納入告知書の発行について(依頼)(防人厚第15482号。

25. 11. 26)
- 文書17 納入告知書の発行について（依頼）（防人厚第66号。26. 1. 8）
- 文書18 合同宿舎模様替等工事要求について（防人厚第1627号。26. 2. 18）
- 文書19 配分提示宿舎の継続配分手続きについて（防人厚第3103号。26. 3. 14）
- 文書20 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第5302～5306号。25. 4. 15）
- 文書21 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第7869号。25. 6. 4）
- 文書22 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第9447号。25. 7. 5）
- 文書23 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第11303～11307号。25. 8. 20）
- 文書24 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第12035号。25. 9. 3）
- 文書25 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第13303号。25. 10. 1）
- 文書26 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第14757号。25. 11. 8）
- 文書27 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第16073号。25. 12. 5）
- 文書28 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第683号。26. 1. 27）
- 文書29 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第3330号。26. 3. 17）
- 文書30 宿舎貸与状況の変更について（防人厚第4823号，第4824号。25. 4. 2）
- 文書31 宿舎の貸与について（25. 4. 5付）
- 文書32 無料宿舎を貸与する職員の指定及び合同宿舎の貸与について（25. 4. 5付）
- 文書33 合同宿舎の貸与について（25. 4. 5付）
- 文書34 宿舎貸与申請書（25. 3. 22付）
- 文書35 宿舎貸与申請書（25. 4. 1付）
- 文書36 宿舎貸与申請書（25. 4. 8付）
- 文書37 宿舎貸与申請書（25. 4. 12付）
- 文書38 合同宿舎の貸与について（25. 5. 1付）

- 文書 39 宿舍貸与申請書（25. 5. 15付）
- 文書 40 合同宿舍貸与承認の取消について（依頼）（防人厚第8771号。25. 6. 24）
- 文書 41 宿舍貸与申請書（25. 6. 26付）
- 文書 42 宿舍貸与申請書（25. 6. 20付）
- 文書 43 宿舍貸与状況の変更について（防人厚第9334号。25. 7. 2）
- 文書 44 無料宿舍を貸与する職員の指定及び合同宿舍の貸与について（25. 7. 4付）
- 文書 45 合同宿舍の貸与について（25. 7. 8付）
- 文書 46 宿舍貸与申請書（25. 7. 16付）
- 文書 47 宿舍貸与申請書（25. 7. 17付）
- 文書 48 合同宿舍の貸与について（25. 8. 1付）
- 文書 49 宿舍貸与状況の変更について（防人第11276号。25. 8. 20）
- 文書 50 合同宿舍の貸与について（25. 8. 23付）
- 文書 51 宿舍貸与申請書（25. 9. 4付）
- 文書 52 合同宿舍の貸与について（25. 9. 13付）
- 文書 53 宿舍貸与申請書（25. 10. 1付）
- 文書 54 宿舍貸与申請書（25. 9. 20付）
- 文書 55 宿舍貸与申請書（25. 9. 27付）
- 文書 56 宿舍貸与申請書（25. 10. 3付）
- 文書 57 合同宿舍の貸与について（25. 10. 15付）
- 文書 58 宿舍貸与申請の変更について（防人厚第14915号。25. 11. 13）
- 文書 59 合同宿舍の貸与について（25. 12. 9付）
- 文書 60 合同宿舍の貸与について（26. 1. 14付）
- 文書 61 合同宿舍の貸与について（26. 1. 24付）
- 文書 62 宿舍貸与申請書（26. 1. 9付）
- 文書 63 宿舍貸与申請書（26. 1. 15付）
- 文書 64 宿舍貸与申請書（26. 2. 17付）
- 文書 65 宿舍貸与申請書（26. 2. 21付）
- 文書 66 無料宿舍を貸与する職員の指定に係る協議について（防人厚第3318号。26. 3. 17）

3（開示すべき部分）

- （1）文書7の7枚目及び12枚目の不開示部分全て
- （2）文書23の36枚目の3行目及び4行目のそれぞれ4文字目ないし15

文字目の不開示部分

- (3) 文書25の12枚目の3行目の4文字目ないし15文字目の不開示部分
- (4) 文書33の114枚目ないし116枚目の「入居予定者氏名」欄の不開示部分

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	「職務の級」，「号俸」， 「氏名」，「宿舎名及び戸番」，「宿舎の規格」， 「自動車の指定保管場所」，「軽減措置の期間」，「損害賠償金の額（月額）」及び「軽減措置の理由」	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目の一部	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部並びに 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ全部	
	文書 4	1 枚目ないし 3 枚目， 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目の全部	
		6 枚目の欄外記述	
	文書 5	1 枚目の一部並びに 2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ全部	
		1 枚目の欄外記述	
	文書 6	3 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部（ 4 枚目及び 6 枚目のそれぞれの決裁欄並びに 6 枚目の欄外記述を除く。）及び 4 枚目の欄外記述	
	文書 7	2 枚目ないし 6 枚目， 9 枚目ないし 1 1 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部並びに 7 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ全部	
	文書 8	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 9	2 枚目， 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部		
文書 1 0	3 枚目ないし 6 枚目のそれ		

		ぞれ一部
文書 1 1		3 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部並びに 3 枚目の欄外記述
文書 1 3		3 枚目, 7 枚目, 9 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ全部
		6 枚目のメール差出人及び本文 (本文記載の宛名を除く。)
文書 1 4		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部
		5 枚目のメール (引用メールを含む。) 件名及び s u b j e c t のそれぞれ一部並びにメール本文 (宛名の一部を除く。) 及び欄外記述
文書 1 5		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部
文書 1 6		2 枚目, 3 枚目, 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目の欄外記述
		4 枚目のご参考の一部
		5 枚目の括弧書きの一部
文書 1 7		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部及び 3 枚目の欄外記述
文書 1 8		3 枚目, 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目の全部
文書 2 0		3 枚目, 5 枚目, 6 枚目, 9 枚目, 1 1 枚目, 1 4 枚目, 1 7 枚目, 2 0 枚目, 2 5 枚目, 2 8 枚目, 3 0

		枚目， 3 2 枚目及び 3 4 枚目のそれぞれ一部
		4 枚目， 7 枚目， 1 5 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ全部
	文書 2 1	3 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ全部
	文書 2 2	2 枚目ないし 4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
	文書 2 3	3 枚目， 5 枚目， 8 枚目， 1 1 枚目， 1 2 枚目， 1 4 枚目， 1 5 枚目， 1 7 枚目， 1 9 枚目， 2 0 枚目， 2 2 枚目， 2 3 枚目， 2 5 枚目， 2 7 枚目， 3 1 枚目， 3 3 枚目， 3 4 枚目， 4 0 枚目， 4 2 枚目， 4 3 枚目及び 4 6 枚目のそれぞれ一部並びに 3 枚目， 1 2 枚目， 1 5 枚目， 2 3 枚目， 2 7 枚目及び 4 0 枚目のそれぞれの欄外記述
		4 枚目， 9 枚目， 1 0 枚目， 1 3 枚目， 1 6 枚目， 2 8 枚目， 3 0 枚目， 3 5 枚目及び 4 1 枚目のそれぞれ全部
		3 8 枚目の引用メール本文
	文書 2 4	2 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部並びに 7 枚目の全部
	文書 2 5	3 枚目ないし 8 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目の欄外記述
	文書 2 6	2 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部並びに 3 枚目ないし 5 枚目のそれぞれの欄外

		記述
文書 2 7		3 枚目, 5 枚目, 6 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目, 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ全部
		5 枚目及び 6 枚目のそれぞれの欄外記述
文書 2 8		3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
		3 枚目の欄外記述
文書 2 9		2 枚目, 3 枚目, 7 枚目ないし 1 0 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ一部並びに 3 枚目の欄外記述
		4 枚目ないし 6 枚目, 1 1 枚目ないし 1 3 枚目及び 1 5 枚目ないし 1 7 枚目のそれぞれ全部
		1 8 枚目のメール本文 (宛先を除く。) 及び欄外記述
文書 3 0		2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部
文書 3 1		2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目, 1 1 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部 (3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれの欄外の印影を除く。)
文書 3 3		2 枚目ないし 3 7 枚目, 3 9 枚目, 4 1 枚目, 4 3 枚目, 4 5 枚目, 4 7 枚目, 4 9 枚目, 5 1 枚目, 5 3 枚目, 5 5 枚目, 5 7 枚目, 5 9 枚目, 6 1 枚目, 6 3 枚目, 6 5 枚目, 6 7 枚目, 6 9 枚目, 7 1 枚目, 7 3 枚目, 7 5 枚目,

	77枚目, 79枚目, 81枚目, 83枚目, 85枚目, 87枚目, 89枚目, 91枚目, 93枚目, 95枚目, 97枚目, 99枚目, 101枚目, 103枚目, 105枚目, 107枚目, 110枚目, 111枚目及び113枚目ないし121枚目のそれぞれ一部(3枚目ないし36枚目のそれぞれの欄外の印影を除く。)
文書34	1枚目, 3枚目, 5枚目, 9枚目, 11枚目, 13枚目及び15枚目ないし18枚目のそれぞれ一部(それぞれの欄外の印影を除く。)並びに7枚目及び8枚目のそれぞれ全部
文書35	1枚目の一部
文書36	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部(それぞれの欄外の印影を除く。)
文書37	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部(それぞれの欄外の印影を除く。)
文書38	2枚目ないし5枚目及び7枚目のそれぞれ一部(3枚目及び4枚目のそれぞれの欄外の印影を除く。)
文書39	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部(それぞれの欄外の印影を除く。)
文書40	2枚目, 3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
文書41	1枚目, 3枚目, 5枚目,

		7枚目及び10枚目ないし14枚目のそれぞれ一部（1枚目，3枚目，5枚目，7枚目及び11枚目ないし14枚目のそれぞれの欄外の印影を除く。）
		9枚目の件名及びメール本文（宛先を除く。）
文書42		1枚目の一部（欄外の印影を除く。）
文書43		2枚目及び3枚目のそれぞれ一部
文書44		2枚目ないし6枚目のそれぞれ一部
文書45		2枚目ないし11枚目，13枚目，15枚目，17枚目，19枚目，21枚目，23枚目及び25枚目のそれぞれ一部（3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれの欄外の印影を除く。）
文書46		1枚目の一部（欄外の印影を除く。）
文書47		1枚目及び4枚目のそれぞれ一部
		3枚目のFAX送信票の通信欄の一部
文書48		2枚目ないし10枚目，12枚目，14枚目，16枚目，18枚目，20枚目及び22枚目のそれぞれ一部（4枚目ないし8枚目のそれぞれの欄外の印影を除く。）
文書49		2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部
文書50		2枚目ないし4枚目，6枚

		目ないし 8 枚目， 1 0 枚目 ないし 1 2 枚目及び 1 4 枚 目のそれぞれ一部
文書 5 1		1 枚目及び 3 枚目のそれぞ れ一部
文書 5 2		2 枚目， 4 枚目及び 6 枚目 のそれぞれ一部並びに 3 枚 目の一部（欄外の印影を除 く。）
文書 5 3		1 枚目， 2 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部（それぞれの 欄外の印影を除く。）
文書 5 4		1 枚目， 3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 5 5		1 枚目， 4 枚目及び 5 枚目 のそれぞれ一部並びに 3 枚 目の宛先及び欄外記述の一 部
文書 5 6		1 枚目， 3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 5 7		2 枚目ないし 4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 5 8		2 枚目， 3 枚目及び 5 枚目 のそれぞれ一部並びに 4 枚 目， 6 枚目， 1 6 枚目及び 1 7 枚目のそれぞれ全部
文書 5 9		2 枚目， 3 枚目， 6 枚目な いし 8 枚目， 1 0 枚目， 1 2 枚目ないし 1 4 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ一部並 びに 9 枚目の全部
文書 6 0		2 枚目ないし 4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（3 枚 目の欄外の印影を除く。）
文書 6 1		2 枚目ないし 4 枚目のそれ ぞれ一部及び 2 枚目の欄外 記述

	文書 6 2	1 枚目, 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 3	1 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部 4 枚目の宛先 (内線番号及び F A X 番号を除く。) 及び通信欄のそれぞれ一部	
	文書 6 4	1 枚目の一部	
	文書 6 5	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部 4 枚目の F A X 送信票の通信欄の一部	
2	文書 5	4 枚目の一部	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う事務に関する情報であって, 公にすることにより, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目の連絡先を除く。) 4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ決裁欄並びに 6 枚目の欄外記述	
	文書 7	1 枚目の一部	
	文書 8	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 9	1 枚目の一部 (連絡先を除く。) 4 枚目の一部 (電話番号, F A X 番号及び内線番号を除く。)	
	文書 1 0 ないし文書 1 2	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 1 3	1 枚目の一部 (連絡先を除く。) 6 枚目のメールの印刷者, 宛先及び本文記載の宛名	
	文書 1 4	1 枚目の一部 (連絡先を除く。) 5 枚目のメールの一部 (件	

		名及び s u b j e c t のそれぞれ一部並びにメール本文（宛名の一部を除く。）及び欄外記述を除く。）
文書 1 5		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 1 6		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		4 枚目の担当者氏名
		5 枚目の宛先の一部及び担当者氏名
文書 1 7 及び文書 1 8		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 1 9		1 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 6 枚目, 1 0 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先並びに 3 枚目, 5 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれの内線番号並びに 1 0 枚目の F A X 番号及びメールアドレスを除く。）
文書 2 0 ないし文 書 2 2		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 2 3		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		3 7 枚目の宛先及び担当者氏名
		3 8 枚目のメール（引用メールを含む。）の一部（メールアドレス, 内線番号, 直通電話番号及び F A X 番号並びに引用メール本文を除く。）
文書 2 4 ないし文		1 枚目の一部（連絡先を除く。）

書 2 8		
文書 2 9	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	1 8 枚目のメールの一部（メール本文（宛先を除く。）及び欄外記述並びにメールアドレス，内線番号及び F A X 番号を除く。）	
文書 3 0	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
文書 3 1	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	3 枚目， 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれの欄外の印影	
文書 3 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれの欄外の印影	
文書 3 3	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	1 0 9 枚目及び 1 1 2 枚目のそれぞれ一部（ F A X 番号及びメールアドレスを除く。）	
	3 枚目ないし 3 6 枚目のそれぞれの欄外の印影	
文書 3 4	1 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 9 枚目， 1 1 枚目， 1 3 枚目及び 1 5 枚目ないし 1 8 枚目のそれぞれの欄外の印影	
文書 3 6 及び 文書 3 7	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれの欄外の印影	
文書 3 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ	

		れの欄外の印影
文書 3 9		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれの欄外の印影
文書 4 0		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 4 1		1 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれの欄外の印影
		9 枚目のメール印刷者の氏名及びメール本文の宛名
文書 4 2		1 枚目の欄外の印影
文書 4 3		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 4 5		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		3 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれの欄外の印影
文書 4 6		1 枚目の欄外の印影
文書 4 7		3 枚目の F A X 送信票の発信者の氏名
文書 4 8		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		4 枚目ないし 8 枚目のそれぞれの欄外の印影
文書 4 9		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		5 枚目の担当者の氏名
文書 5 0		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 5 2		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		3 枚目の欄外の印影
文書 5 3		1 枚目, 2 枚目及び 4 枚目のそれぞれの欄外の印影
文書 5 5		3 枚目の担当者の氏名

	文書 5 7 及び文書 5 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 5 9	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
		4 枚目のファクシミリ送信状の受信者及び送信者の氏名	
		5 枚目の F A X 送信票の宛先及び発信者の氏名	
	文書 6 0	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
		3 枚目の欄外の印影	
	文書 6 1	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 6 3 及び文書 6 5	4 枚目の F A X 送信票の発信者の氏名	
	文書 6 6	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
3	文書 6 及 び文書 8	1 枚目の連絡先	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 9	1 枚目の連絡先	
		4 枚目の電話番号、F A X 番号及び内線番号	
	文書 1 0 ないし文 書 1 5	1 枚目の連絡先	
	文書 1 6	1 枚目の連絡先	
		4 枚目の内線番号及びメールアドレス	
		5 枚目の内線番号	
	文書 1 7 及び文書 1 8	1 枚目の連絡先	
	文書 1 9	1 枚目の連絡先並びに 3 枚目、5 枚目及び 1 3 枚目の	

		それぞれ内線番号並びに10枚目のFAX番号及びメールアドレス
文書20		1枚目の連絡先
		26枚目の内線番号
文書21及び文書22		1枚目の連絡先
文書23		1枚目の連絡先
		36枚目の電話番号及び内線番号
		37枚目の内線番号及びメールアドレス
		38枚目のメールアドレス, 内線番号, 直通電話番号及びFAX番号
文書24		1枚目の連絡先
文書25		1枚目の連絡先
		12枚目の電話番号及び内線番号
文書26ないし文書28		1枚目の連絡先
文書29		1枚目の連絡先
		18枚目のメールアドレス, 内線番号及びFAX番号
文書30ないし文書32		1枚目の連絡先
文書33		1枚目の連絡先
		109枚目及び112枚目のそれぞれFAX番号及びメールアドレス
文書38, 文書40及び		1枚目の連絡先

	文書 4 3 ないし文書 4 5		
	文書 4 7	3 枚目の F A X 送信票の F A X 番号及び内線番号	
	文書 4 8	1 枚目の連絡先	
	文書 4 9	1 枚目の連絡先	
		5 枚目の内線番号	
	文書 5 0 及び文書 5 2	1 枚目の連絡先	
	文書 5 5	3 枚目の内線番号	
	文書 5 7 及び文書 5 8	1 枚目の連絡先	
	文書 5 9	1 枚目の連絡先	
		4 枚目のファクシミリ送信状の F A X 番号及びメールアドレス	
		5 枚目の F A X 送信票の F A X 番号及び内線番号	
	文書 6 0 及び文書 6 1	1 枚目の連絡先	
	文書 6 3	4 枚目の内線番号及び F A X 番号	
	文書 6 5	4 枚目の F A X 送信票の内線番号及び F A X 番号	
	文書 6 6	1 枚目の連絡先	
4	文書 1 2	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるととも、
	文書 3 2	2 枚目ないし 9 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目及び 1 5 枚目ないし 1 7 枚目のそれぞれ一部（6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれの欄外の印影を除く。）	

	文書 6 6	3 枚目， 4 枚目及び 7 枚目 ないし 9 枚目のそれぞれ一 部	無料宿舎対象者に係る情 報であり， 自衛隊の緊急 参集態勢が推察され， 防 衛省・自衛隊の任務の効 果的な遂行に支障を生じ させるおそれがあること から， 法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示 とした。
5	文書 4 4	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）	個人に関する情報であ り， これを公にした場 合， 特定の個人を識別で き， 又は特定の個人を識 別することはできない が， 公にすることにより 個人の権利利益を害する おそれがあるとともに， 国の機関が行う事務に関 する情報であって， 公に することにより， 事務の 適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあること及び 無料宿舎対象者に係る情 報であり， 自衛隊の緊急 参集態勢が推察され， 防 衛省・自衛隊の任務の効 果的な遂行に使用を生じ させるおそれがあること から， 法 5 条 1 号， 3 号 及び 6 号に該当するため 不開示とした。